別表第六五号の一三中「又は」を「、関税定率法施行令第四十一条において準用する同令第三十八条において準用する同令第十一条第一項本文の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十九条の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、関税定率法施行令第四十一条において準用する同令第三十八条において準用する同令第十一条第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十九条の五第一項の規定による消費税の軽減を受けようとする旨並びに課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」に改め、「証明書の提出」の下に「又は同令第四十一条において準用する同令第三十九条第四項本文の規定による届出書若しくは許可書若しくは証明書の提出」を加え、同号を同表第六五号の一七とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の二八	関税定率法施行令第四十七条の二（輸出貨物の製造用原料品の免税の承認の手続）の規定による同条各号に掲げる事項を記載した申請書の提出

別表第六五号の一二中「又は証明書の提出及び加工証明書の添付」を「若しくは証明書の提出若しくは加工証明書の添付又は同条第四項の規定による届出書若しくは許可書若しくは証明書の提出」に改め、同号を同表第六五号の一六とし、同表第六五号の一一中「含む。）」の下に「又は関税定率法施行令第三十七条第二項において準用する同令第二十六条第四項の規定による報告」を加え、同号を同表第六五号の一四とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の一五	関税定率法施行令第三十八条（再輸出免税貨物の亡失又は滅却の場合の準用規定）において準用する同令第十一条第一項本文の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十四条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）又は関税定率法施行令第三十八条において準用する同令第十一条第三項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

別表中第六五号の一〇を第六五号の一三とし、同表第六五号の九中「又は関税定率法施行令第二十六条第三項の規定による届出」を「、関税定率法施行令第二十六条第二項の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）、関税定率法施行令第二十六条第三項の規定による届出、同条第四項の規定による報告又は同条第五項の規定による届出書の提出（輸徴法施行令第十三条第四項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）」に改め、同号を同表第六五号の一一とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の一一	関税定率法施行令第三十条（外交官用貨物等の用途外使用の場合における変質又は損傷に因る減税の手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十四条第一項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）

別表中第六五号の八を第六五号の一〇とし、第六五号の七を第六五号の八とし、同号の次に次の一号を加える。

六五の九	関税定率法施行令第二十五条第一項（自動車等の引越荷物の免税の手続）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十三条第二項の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）並びに書類の添付及び書類の提示

別表中第六五号の六を第六五号の七とし、第六五号の五を第六五号の六とし、第六五号の四を第六五号の五とし、第六五号の三の次に次の一号を加える。

六五の四	関税定率法施行令第十八条第一項若しくは第二項（施設の指定の申請に係る手続）の規定による申請書の提出又は同条第四項の規定による届出書の提出

別表第六七号中「書類又は」を「書類若しくは」に改め、同表第六七号の二中「において準用する同令第五十四条の十三第一項」を「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の払戻しの手続等についての規定の準用）において準用する同令第五十四条の十三第一項」に、「において準用する輸徴法施行令第二十六条の四」を「（輸入時と同一状態で再輸出される場合の還付の手続等についての規定の準用）において準用する輸徴法施行令第二十六条の四」に改め、同表第七〇号の三中「第六十条第二項」を「第六十条第一項又は第二項」に改め、同表中第七〇号の四を第七〇号の六とし、同号の次に次の九号を加える。

七〇の七	相殺関税に関する政令（平成六年政令第四百十五号）第十五条第一項（還付）の規定による還付請求書の提出及び証拠の添付
七〇の八	不当廉売関税に関する政令（平成六年政令第四百十六号）第十九条第一項（還付）の規定による還付請求書の提出及び証拠の添付
七〇の九	電解二酸化マンガンに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十年政令第百九十六号）第三条第三項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第二十八条（原産地証明書の提出）の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請
七〇の一〇	水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十八年政令第百九十六号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請
七〇の一一	高重合度ポリエチレンテレフタレートに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第二百三十四号）第三条第三項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請
七〇の一二	炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税に関する政令（平成二十九年政令第三百二十四号）第三条第四項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請
七〇の一三	トリス（クロロプロピル）ホスフェートに対して課する不当廉売関税に関する政令（令和二年政令第二百八号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請
七〇の一四	炭酸二カリウムに対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（令和三年政令第六十五号）第三条第二項（提出書類）において準用する関税暫定措置法施行令第二十八条の規定による書類の提出又は同項において準用する同条ただし書の規定による承認の申請
七〇の一五	関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第四条第二号又は第四号（航空機部分品等の免税）の規定による承認の申請

別表第七〇号の三の次に次の二号を加える。

七〇の四	関税定率法施行令第六十一条第一項（製造用原料品に関する規定の準用）において準用する同令第十一条第一項本文の規定による届出書の提出、同令第六十一条第一項において準用する同令第十一条の三の規定による届出書の提出、同令第六十一条第二項において準用する同令第十一条第三項の規定による申請書の提出
七〇の五	関税定率法施行令第六十一条の二第二項（関税の軽減、免除等を受けた貨物の転用）の規定による申請書の提出（輸徴法施行令第十六条第二項（免税物品の転用ができる場合）の規定による課税物品の品名及び数量等の付記を含む。）及び書類の添付

別表第七一号中「（昭和三十五年法律第三十六号）」を削り、同表第七一号の五中「（昭和三十五年政令第六十九号）」を削り、同号を同表第七一号の七とし、同号の次に次の一号を加える。

七一の八	関税暫定措置法施行令第十条（使用状況の報告）の規定による報告書の提出

別表中第七一号の四を第七一号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

七一の六	関税暫定措置法施行令第三条第二項（飼料用に供するとうもろこしの指定）の規定による確認の申請

別表第七一号の三の次に次の一号を加える。

七一の四	関税暫定措置法第十条ただし書（用途外使用等の制限）の規定による承認の申請